

大島大橋損傷事故に係る即時抗告の棄却 についての知事コメント

大島大橋損傷事故に係る責任制限手続きの開始決定に対し、昨年3月29日に広島高等裁判所へ申し立てた即時抗告について、本年2月21日付けで棄却の決定がなされ、本日、その謄本を受領しました。

私としては、この即時抗告により、加害船舶の所有者であるオルデン
ドルフ キャリアーズ社が全ての損害について賠償責任を負うよう、法的
な判断が下されることに期待していましたが、最終的には、広島高等
裁判所に我々の主張が認められず、非常に残念に思います。

今後の対応については、この度の決定の内容を精査し、代理人弁護士
と相談の上、近日中に決定いたします。

令和2年2月25日

山口県知事 村岡 嗣 政

担当：総務部学事文書課
(083-933-2145)